

おくやみハンドブック

(死亡届提出後に行う手続きのご案内)

＝ご遺族の方へ＝



ご親族のご逝去を悼み、謹んでおくやみ申し上げます。

ご遺族におかれましては、葬儀等に関する不安もあるなか、今後、相続をはじめ年金や保険等さまざまな手続きが必要になってくることと存じます。

小松島市では、それらのうち、市役所でのお手続きが必要なものにつきまして、少しでもわかりやすく済ませていただけるように「ハンドブック」を作成し、各種手続きの仕方について、ご紹介しております。ご不明な点等がございましたら、事前に各担当課へお問い合わせください。

なお、市役所以外の手続きについても、主なものを案内しておりますので、ご利用ください。

【おくやみコーナーのご案内】

小松島市では、市役所での主な手続きが1カ所で行える「おくやみコーナー」を事前予約制により開設しています。詳しくは8ページをご覧ください。

【目次】

1. 市役所で行う手続き | ~9ページ
2. 市役所以外での主な手続き | 10 ~ 11ページ
3. 市役所で発行する証明書について | 12ページ

- (付録1) 委任状(市役所での手続き)
- (付録2) 郵送による戸籍等交付申請書
- (付録3) 郵送による住民票等交付申請書
- (付録4) 委任状(年金手続き用)
- (付録5) 税務課からのお知らせ

小松島市



市役所での手続き

【戸籍住民課 ☎0885-32-2112 市役所1階①番窓口】

要 済	手 続 き	対 象 者	必 要 な も の	期 限
□	世帯主の変更	亡くなられた方が世帯主で、その世帯にご家族が2人以上いる場合	・届出人の本人確認書類	14日以内
□	カードの返納 ・印鑑登録証(カード) ・住民基本台帳カード	亡くなられた方が、左記のカードをお持ちの場合	・各カード	速やかに
□	カードの返納 ・マイナンバーカード (個人番号カード) ・マイナンバー通知 カード	亡くなられた方が、左記のカードをお持ちの場合	・各カード	銀行等の死亡手続きに個人番号が必要な場合がありますので、ご注意ください。(手続きが終了してから返納してください)

【市民環境課 ☎0885-32-2132 市役所1階②番窓口】

要 済	手 続 き	対 象 者	必 要 な も の	期 限
□	老人等バス無料優待証及び利用券の返還	老人等バス無料優待証の交付を受けていた方	・無料優待証、利用券	速やかに
□	自動通話録音装置の返還	自動通話録音装置の貸与を受けていた方	・自動通話録音装置	速やかに

【保険年金課 年金担当 ☎0885-32-4120 市役所1階③番窓口】

要 済	手 続 き	対 象 者	必 要 な も の	期 限
□	国民年金	国民年金加入者が亡くなれた場合	・基礎年金番号(年金手帳)または、基礎年金番号通知書 ※上記以外の書類等も必要ですので、③番窓口でご相談ください。	14日以内
		障害・遺族基礎年金、寡婦年金の受給者が亡くなれた場合	・基礎年金番号(年金手帳)または、基礎年金番号通知書 ・年金証書 ※上記以外の書類等も必要ですので、③番窓口でご相談ください。 ※徳島南年金事務所 (☎088-652-1511) での手続きが必要となる場合があります。	14日以内

【保険年金課 医療担当 ☎0885-32-4120 市役所1階④番窓口】

要 済	手 続 き	対 象 者	必 要 な も の	期 限
□	後期高齢者医療 葬祭費(2万円)の請求や、高額療養費の手続きなど ※保険料については、6ページの税務課欄をご覧ください。	後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなられた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証、各認定証をお返しください。 ・喪主の名前と葬祭を行ったことが確認できる書類(死亡届のコピー・火葬許可証・葬祭の領収書等) ・喪主の預金通帳(喪主以外の通帳に振り込む場合は、喪主の認印・代理人の預金通帳) ・相続人代表者の認印・本人確認書類(運転免許証等) ・窓口に来られる方の本人確認書類 	速やかに
□	子どもはぐくみ 医療費助成事業	受給者が亡くなられた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者証をお返しください。主として生計を維持する保護者を新しい受給者に認定します。 ・お子様の保険証 	速やかに
□	ひとり親家庭等 医療費助成事業	受給者が亡くなられた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者証をお返しください。 ・窓口に来られる方の本人確認書類 <p>※未償還の医療費がある場合、ご遺族の方名義の口座の分かるもの</p>	速やかに
		18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童を養育している親が亡くなられた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・受給対象者全員及び扶養義務者の保険証・マイナンバーカード(通知カード)・児童扶養手当証書 <p>※「児童扶養手当」申請後、ひとり親家庭等医療の申請となります。</p>	速やかに
□	重度心身障害者等 医療費助成事業	受給者が亡くなられた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者証、認定書をお返しください。 ・窓口に来られる方の本人確認書類 <p>※未償還の医療費がある場合、ご遺族の方名義の口座の分かるもの</p>	速やかに

【保険年金課 国民健康保険担当 ☎0885-32-2113 市役所1階⑤番窓口】

要 済	手 続 き	対 象 者	必 要 な も の	期 限
□		国民健康保険の被保険者が亡くなられた場合	・亡くなられた方の国保被保険者証及び各認定証 ・葬儀代の領収書 ・葬儀代の支払いをされた方名義の預金通帳	
□	国民健康保険	世帯主が亡くなられて、同世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合	・加入者全員分の国保被保険者証及び各認定証	14日以内
□		国民健康保険以外の健康保険の被保険者が亡くなり、被扶養家族であった方が国民健康保険に加入する場合	・今まで加入していた健康保険の資格喪失証明書	
□		※上記の各届出 ・世帯主及び該当者のマイナンバーが分かるもの ・窓口に来られる方の公的機関が発行した顔写真入りの本人確認書類(運転免許証等) ※国民健康保険税については、6ページの税務課欄をご覧ください。		

【介護福祉課 ☎0885-32-3507 市役所1階⑦、⑧番窓口】

要 済	手 続 き	対 象 者	必 要 な も の	期 限
□	介護保険被保険者証等の返却	介護保険の被保険者が亡くなられた場合	・亡くなられた方の介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証	速やかに
□	高額介護サービス費等の口座変更等の手続き	口座名義人が亡くなられた場合	・相続人の方の認印、相続人代表者名義の口座の分かるもの、相続人代表者の身分証明書(運転免許証等)	速やかに ※手続きが遅れると振込できなくなる場合ございます。
□	高齢者を対象とした各事業	各事業の利用者(緊急通報装置、家族介護用品、見守りシール)		速やかに
※介護保険料については6ページの税務課欄をご覧ください。				

【介護福祉課 障がい福祉担当 ☎0885-32-2279 市役所1階⑨番窓口】

要 済	手 続 き	対 象 者	必 要 な も の	期 限
□	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者が亡くなられた場合	・該当の手帳	速やかに
□	心身障害者扶養共済制度	心身障害者扶養共済加入者が亡くなられた場合	(年金支給の申請) ・死亡診断書 ・加入者の削除された住民票の写し ・心身障がい者の住民票の写し ・加入証書等	速やかに ※一度⑨番窓口にご相談ください
		心身障がい者が亡くなられた場合	(弔慰金の申請) ・加入者の住民票の写し ・心身障がい者の削除された住民票の写し ・加入証書等	
□	特別障害者手当、障害児福祉手当	特別障害者手当、障害児福祉手当受給者が亡くなられた場合	・認印 ・手当を振込む預金通帳	速やかに
□	自立支援医療受給者証	自立支援医療受給者が亡くなられた場合	・認印 ・受給者証	速やかに
□	障がい福祉サービス受給者証	障がい福祉サービス受給者が亡くなられた場合	・受給者証	速やかに

【児童福祉課 市役所1階⑩番窓口】

児童福祉担当☎0885-32-2114 保育所担当☎0885-32-3818

要 済	手 続 き	対 象 者	必 要 な も の	期 限
<input type="checkbox"/>	児童手当 (公務員を除く)	児童手当の受給者が亡くなられた場合	未支払いの児童手当がある場合 ・児童の通帳 ・身分証明書等 受給者の変更 ・新受給者名義の振込口座 ・マイナンバー ・身分証明書等	速やかに
		児童手当の対象児童が亡くなられた場合	・身分証明書等	
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当	受給者、配偶者又は扶養義務者が亡くなられた場合 対象児童が亡くなられた場合	・児童扶養手当証書 ・受給資格者の死亡を証する書類 ※受給者の変更や未払い手当の請求がある場合は別途、手続きが必要です。 ※状況によって必要書類があります。	速やかに
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当	受給者、配偶者又は扶養義務者が亡くなられた場合 対象児童が亡くなられた場合	・特別児童扶養手当証書 ・受給資格者の死亡を証する書類 ※受給者の変更や未払い手当の請求がある場合は別途、手続きが必要です。 ※状況によって必要書類があります。	速やかに
<input type="checkbox"/>	保育所・認定こども園	利用している児童の保護者が亡くなられた場合 利用している児童が亡くなられた場合	・認印 ・死亡を証する書類	速やかに

【税務課 市役所1階】

市民税担当☎0885-32-3821 固定資産税担当☎0885-32-2115

諸税(軽自・国保・介護・後期)担当☎0885-32-3845

納税・納税普及担当☎0885-32-3928

要 済	手 続 き	対 象 者	必 要 な も の	期 限
□	相続人代表者指定届 (兼固定資産現所有者 申告書)	市県民税の納税義務者が 亡くなられた場合 固定資産(土地・家屋)の所 有者が亡くなられた場合	・相続人の認印 ・窓口に来られる方の本 人確認書類	速やかに
		※固定資産税については登記名義人を変更するまでの間の納税通 知書の送付先等の届出です。 ※登記名義人の変更は管轄法務局への申請が必要です(11ページ の「市役所以外での手続き」を参照してください)。		
□	原動機付自転車・小型 特殊自動車の廃車(名 義変更)手続き	原動機付自転車・小型特殊 自動車の所有者が亡くな れた場合	・標識 (ナンバープレート) ・窓口に来られる方の本 人確認書類 ※旧所有者の住所・氏名・ 生年月日の情報が必要	速やかに
		※上記以外の車両の廃車(名義変更)手続きは、徳島運輸支局又は 軽自動車協会へお問い合わせください(10ページの「市役所以外での 手続き」を参照してください)。 ※軽自動車や原動機付自転車等については、原則速やかな廃車(名 義変更)手続きが必要ですが、手続きを完了するまでの期間の納税 通知書等の送付先変更を希望される場合は届出をしてください。		
□	国民健康保険税に關 する手続き	亡くなられた方が被保険者 で単身世帯の場合	・窓口に来られる方の本 人確認書類	速やかに
□	介護保険料に關する手 続き	通知書等について、亡くな れた被保険者の住所地以 外への送付を希望する場合		
□	後期高齢者医療保険 料に關する手続き			
※国民健康保険税、介護保険料・後期高齢者医療保険料について 各保険税(料)については再計算し、後日税務課から通知します。なお、公的年金から保険税(料)が 特別徴収されていた方については、通知に時間がかかる場合があります。また、再計算に伴い保険税 (料)の還付が発生する場合は、別途通知します。				

【住宅課 ☎0885-32-2120 市役所2階】

要 済	手 続 き	対 象 者	必 要 な も の	期 限
□	世帯員異動届 明け渡し手続き 等	市営住宅に入居されてい る方が亡くなられた場合	住宅課へお問い合わせく ださい。	速やかに

【農業委員会事務局 ☎0885-32-3810 市役所4階】

要 済	手 続 き	対 象 者	必 要 な も の	期 限
□	農地(田・畑)の相続 ※登記の名義変更は、管轄の法務局へ所有権移転登記の申請が必要です(10ページの「市役所以外での手続き」を参照してください)。	相続により農地の権利を取得した方	・権利を取得したことが確認できる書面(全部事項証明書など)の写し	登記変更後速やかに

【水道部 ☎0885-32-6188 田浦町字中西103番地】

要 済	手 続 き	対 象 者	必 要 な も の	期 限
□	使用契約者の名義変更届、使用中止の届等	使用契約者の方が亡くなられた場合	水道部へお問い合わせください。	速やかに

【環境衛生センター ☎0885-32-8290 芝生町字花谷3番地】

要 済	手 続 き	対 象 者	必 要 な も の	期 限
□	犬の所有者(飼主)変更届出	登録を受けた犬の所有者(飼主)が亡くなり、所有者(飼主)変更をする市内居住の方	・犬の登録事項変更届書 ※新しい所有者(飼主)が小松島市以外の場合は、犬鑑札を持って、居住する市町村へ届出	30日以内
□	ごみ (処理手数料が必要となります)	亡くなられた方のごみの持込をされる方	同居の場合 ・持込される方の本人確認書類 同居ではない場合 (親族の場合) ・持込される方の運転免許証等本人確認書類 ・亡くなられた方名義の公共料金の領収書等 (ごみが発生した住所が確認できるもの) ※身寄りがない場合、親族以外がごみを搬入することはできません。有料になりますが、小松島市一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼していただくことになります。(ごみの分け方・出し方に、ごみ収集許可業者を掲載しています)	

おくやみコーナーのご案内

おくやみコーナーでは、身近な人が亡くなられた後の市役所での手続きについてご説明するとともに、申請書の作成のお手伝いをするなど、必要な手続きを少しでも負担なく行っていただけるようご案内いたします。

ただし、すべての手続きをご案内できるものではなく、後日、手続きが必要となる場合もございますので、ご了承ください。

なお、ご利用にあたっては、**事前の利用申し込みが必要**となります。

【おくやみコーナー窓口 戸籍住民課 ☎0885-32-2112】

おくやみコーナーで取り扱う主な業務(手続き)一覧

担当課名	業務(手続き)	問い合わせ先
戸籍住民課	印鑑登録証、マイナンバーカードに関すること	☎0885-32-2112
市民環境課	老人等バス無料優待証等に関すること 自動通話録音装置の返還	☎0885-32-2132
保険年金課	後期高齢者医療、重度医療、ひとり親家庭等医療、 子どもはぐくみ医療、国民年金等に関すること 国民健康保険等に関すること	☎0885-32-4120 ☎0885-32-2113
介護福祉課	介護保険、高齢者福祉等に関すること 障がい福祉に関すること	☎0885-32-3507 ☎0885-32-2279
児童福祉課	児童手当、児童扶養手当等に関すること	☎0885-32-2114
税務課	原動機付自転車、介護保険料、後期高齢者医療 保険料、国民健康保険税に関すること 固定資産等に関すること 市県民税に関すること	☎0885-32-3845 ☎0885-32-2115 ☎0885-32-3821

利用できる方: 亡くなられた方のご親族

(六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族)

利 用 日 時: 申込日から3開庁日(土・日・祝日・12月29日から翌年1月

3日を除く)以降の平日

午前9時半から午後4時まで(午前11時から午後2時を除く)

【例1】申込日が1日(月)の場合、最短で4日(木)に利用可。

【例2】申込日が5日(金)の場合、土日祝を除き最短で10日(水)に利用可。

利 用 場 所: 市庁舎玄関ロビー総合案内

- ご利用は、亡くなられた方の住民登録が小松島市の方に限ります。
 - 利用申し込みの際に、亡くなられた方や利用する方等の氏名、性別、生年月日、住所、死亡日、死亡者との続柄、連絡先等をお聞かせください。
 - 死亡に伴う手続きは、法令等で手続きできる親族の範囲が異なります。来庁される方の続柄によっては、手続きができない場合があります。
 - 死亡届提出後、戸籍などの反映に7日程度かかりますので、それ以降の来庁をおすすめします。
- 「おくやみコーナー」を利用せず、従来どおり直接各担当窓口でお手続きいただくこともできます。

【おくやみコーナーにお持ちいただくもの】

「おくやみハンドブック」の手続きをご確認いただき、下記(一例)を参考に該当するものをお持ちください。

●亡くなられた方のもの

- マイナンバーカードまたは、個人番号通知カード(銀行等の手続きで必要な場合があります。)
- 住民基本台帳カード
- 印鑑登録証
- 老人等バス無料優待証、利用券
- 自動通話録音装置
- 年金証書、日本年金機構発行の振込はがき又は年金手帳
- 国民健康保険被保険者証、高齢受給者証(70~74歳)、特定疾病療養受領証、限度額認定証
- 後期高齢者医療被保険者証、特定疾病療養受療証明、限度額認定証
- 介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 自立支援医療受給者証
- 障がい福祉サービス受給者証
- 重度心身障害者等医療費受給者証(認定書)
- ひとり親家庭等医療費受給者証
- 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
- 子どもはぐくみ医療費受給者証
- ナンバープレート(原動機付自転車などを廃車する場合)

●ご遺族様のもの(相続人代表者さま、喪主さま)

相続人代表者さまと喪主さまが異なる場合はそれぞれの方のものが必要です。

本人確認書類

・写真付きのもの(1点で可)

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳 など

・写真付きのものがない場合は、次から2点

被保険者証(健康保険、介護保険)、年金手帳 など

預貯金通帳(相続人代表者、喪主)

税金の引き落としなど口座を変更する場合は、新たに引き落としする口座の預貯金通帳と銀行印

※ 亡くなられた方が国民健康保険又は後期高齢者医療保険加入者で葬祭費の支給を申請する場合

葬儀代の領収書等、葬儀代の支払いをされた方の預金通帳と認印

市役所以外での主な手続きについて

市役所以外で必要になる主な手続きの案内です。

手続き方法や必要なものについては、提出先により異なりますので各契約会社等に問い合わせいただき、速やかにお手続きください。

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍、住民票等）があるため、各契約会社にお問い合わせいただいてから市役所にお越しになると、手続きが進みやすくなります。

また、戸籍謄本等については、申出により原本を返却できる場合もありますので、各手続き先へご確認ください。

チェック	対象	手続きの種類	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	健康保険 (国民健康保険以外)	資格喪失届	加入している健康保険組合 (勤務先にお問い合わせください)
<input type="checkbox"/>	国民年金・厚生年金	未支給年金請求等	徳島南年金事務所 ☎088-652-1511
<input type="checkbox"/>	共済年金	未支給年金請求等	各共済組合
<input type="checkbox"/>	企業年金	未支給年金請求等	各企業年金基金等または企業年金連合会
<input type="checkbox"/>	農業者年金	未支給年金請求等	JA東とくしま各支所
<input type="checkbox"/>	生命保険等	死亡保険金の請求 契約者・受取人の変更等	契約している保険会社又は代理店
<input type="checkbox"/>	損害保険等	名義変更・解約等	契約している保険会社又は代理店
<input type="checkbox"/>	預貯金口座等	相続手続き等	各金融機関
<input type="checkbox"/>	株式等	相続手続き等	証券会社等
<input type="checkbox"/>	国 税	相続税の申告・納付	徳島税務署 ☎088-622-4131
<input type="checkbox"/>		所得税の確定申告 (準確定申告)	
<input type="checkbox"/>		消費税の申告	
<input type="checkbox"/>	県税	個人事業税の申告	東部県税局徳島庁舎 ☎088-626-8843(課税)
<input type="checkbox"/>	普通自動車 125cc超二輪車	廃車・名義変更等	徳島運輸支局 ☎050-5540-2074
<input type="checkbox"/>	軽自動車	廃車・名義変更等	徳島県軽自動車協会 ☎088-641-2010

<input type="checkbox"/>	不動産登記関係	登記名義の変更には、所有権移転登記(令和6年4月1日、相続登記の申請の義務化開始)の申請が必要です 「法定相続情報証明制度」もご活用ください	相続する不動産の所在地を管轄する法務局 徳島地方法務局 ☎088-622-4683
<input type="checkbox"/>	相続関係	遺言書(検認・開封等) 相続放棄の申立	徳島家庭裁判所 ☎088-603-0140 ※相続放棄の申立については、相続を知った日から3ヶ月以内
<input type="checkbox"/>	固定・携帯電話	承継・解約	各契約会社
<input type="checkbox"/>	インターネット	名義変更・解約	各契約会社
<input type="checkbox"/>	NHK受信契約	名義変更・解約	☎0570-077-077(ナビダイヤル)
<input type="checkbox"/>	ガス	名義変更・使用中止	各契約会社
<input type="checkbox"/>	電気	名義変更・契約終了	各契約会社
<input type="checkbox"/>	運転免許証	返納	最寄りの警察署
<input type="checkbox"/>	パスポート	返納	徳島県パスポートセンター ☎088-656-3554
<input type="checkbox"/>	クレジットカード	解約	クレジットカード会社
<input type="checkbox"/>	ケーブルテレビ	名義変更・解約	各契約会社

死亡に伴う手続きの委任状について

死亡に伴う手続きのために小松島市役所の窓口に来られる方（来庁者）が、亡くなつた方と同居（住民票が同じ世帯）の配偶者の場合は、来庁者が手続きをることができますので、委任状は不要です。

来庁者が同居の配偶者でない場合は、法令の規定によっては、手続きができる親族の範囲が違う場合があります。手続きをすべき方から委任状をいただくと手続きしやすくなりますので、委任状（死亡に伴う手続き用）・年金用をご利用ください。

市役所で発行する証明書について

年金や相続等のお手続きの際、戸籍や住民票、印鑑登録証明書が必要になることがあります。各機関にお問い合わせいただき必要書類を確認の上、市役所にお越しください。

住民票謄抄本		必要なもの
住民票（除票）	1通 350円	本人確認書類 (運転免許証・マイナンバーカード・保険証等)

- ・亡くなられた方と別世帯の方が請求される場合は、委任状もしくは疎明資料が必要となります。
- ・住所地以外で死亡届を出された場合は、住民票に死亡届の内容が反映されるまでに日数を要します。

戸籍謄抄本	1通 450円	必要なもの
除籍全部（一部）事項証明書	1通 750円	
改製原戸籍・除籍謄抄本	1通 750円	本人確認書類 (運転免許証・マイナンバーカード・保険証等)
戸籍の附票	1通 350円	

・配偶者、直系血族（子、孫、親、祖父母等）以外の方から請求の場合は、委任状又は疎明資料が必要です。

・死亡届の内容が、戸籍に反映されるまでには日数を要します。

本籍が小松島で小松島市へ届出た場合 一週間程度（閉戸日は除く）、本籍地以外へ届け出た場合は、交付までにさらに日数がかかります。くわしくは、本籍地の役所にお問い合わせください。

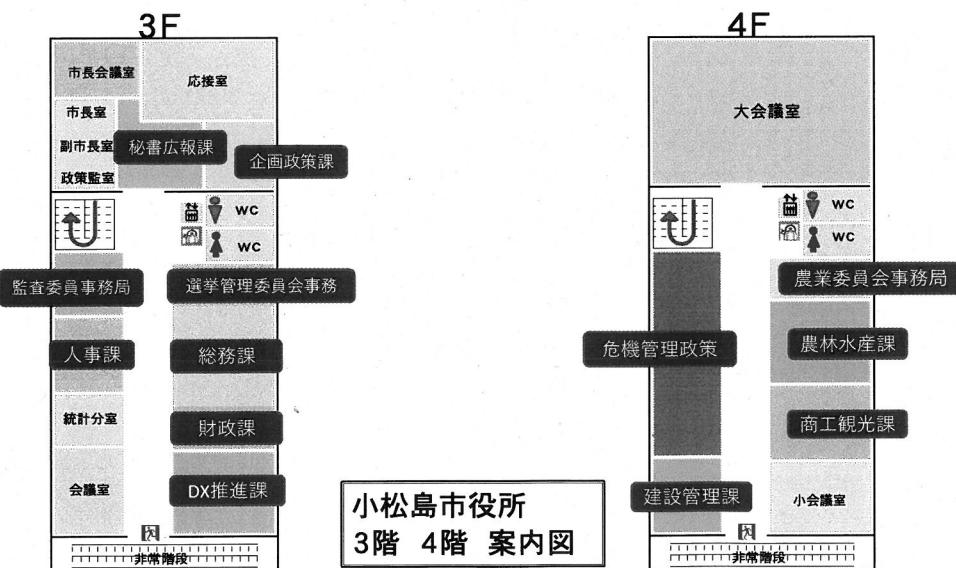
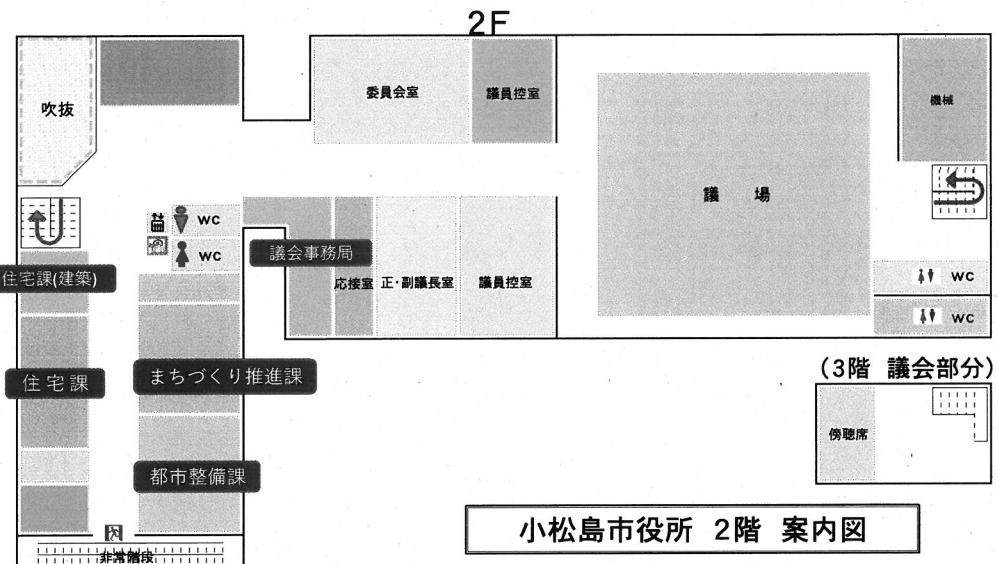
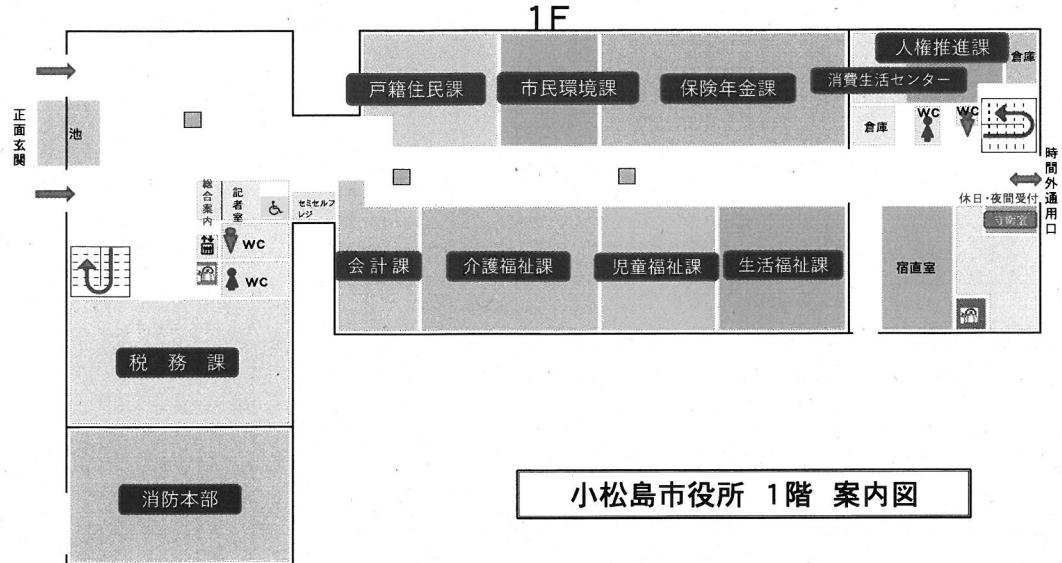
・戸籍は1通で生涯すべて記録しているものではありません。生涯のどの部分が必要か提出先にご確認ください。 例) 出生から死亡までの一連の戸籍、死亡の記載がある戸籍のみ 等

印鑑登録証明書	1通 350円	必要なもの
		印鑑登録カード (代理人の場合…本人確認書類・認印も必要)

・お亡くなりになられた方の印鑑登録は廃止になっているため、証明書は発行できません。

戸籍・住民票は、郵便でも請求できます

「郵送による戸籍等交付申請書」、「郵送による住民票等交付申請書」をご利用ください。また、郵送請求については、小松島市ホームページにもご案内しております。



委任状 (死亡に伴う手続き用)

小松島市長様

すべて委任者が
ご記入ください

委任者(手続きを依頼する人)

令和 年 月 日

住所	小松島市		
氏名	生年月日	大・昭・平 令・西暦	年 月 日
電話番号			

※注意 手続きによっては委任者の優先順位がきまっている場合があります

死亡者

との続柄(配偶者・子・父母

孫・祖父母・その他)

私は、次の者を代理人として、下記当該事項の権限を委任します

代理人(窓口に来る人)

住所			
氏名	生年月日	大・昭・平 令・西暦	年 月 日
委任者との続柄			

委任状の代筆について

※委任者による記入ができず、代筆する場合は以下の項目をご記入ください

代筆者は代理人以外の
人がしてください

申述書

小松島市長様

令和 年 月 日

上記委任者本人は書写不能のため、私が代筆いたしました。この委任状は、本人の面前で、本人の指示のもと作成したものであり、本人の意思に基づくものに相違ありません。

住所

代筆者

氏名

委任者本人との続柄

委任事項 必要な事項に□をしてください

小松島市役所における相続手続きに関する一切の事項

(下記事項についてすべてを委任する場合)

下記の相続手続きに関する事項のみ(すべてを委任しない場合)

戸籍(除籍)及び改製原戸籍の謄(抄)本、戸籍の附票及び住民票(除票)の写し
の取得に関すること

世帯主変更の手続きに関すること

市税諸証明(固定資産税・納税証明・市県民税)の交付請求および受領に関すること

国民健康保険に関する手続き

その他()

委任状に不備がある場合は、申請をお受けできません

郵送による戸籍等交付申請書

小松島市長 殿

令和 年 月 日

請求される方	住所	〒		
	氏名	フリガナ		
		(印)		
	生年月日	西暦・明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日 生		
	昼間つながる連絡先	() - その他 () - 自宅・携帯・職場・() その他 自宅・携帯・職場・()		
続柄	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人() <input type="checkbox"/> その他()			※委任状等が必要な場合があります。別紙案内をご確認ください。

戸籍	全部(謄本)	通	1通450円	本籍 (番地まで必要です)	
	一部(抄本)	通			
除籍	全部(謄本)	通	1通750円	筆頭者氏名 (死亡しても変わりません) フリガナ	
	一部(抄本)	通			
平成 改製 原戸籍	謄本	通	1通750円	西暦・明・大・昭・平・令 年 月 日 生 フリガナ	
	抄本	通			
昭和 改製 原戸籍	謄本	通	1通350円	どなたのものが 必要ですか 西暦・明・大・昭・平・令 年 月 日 生 フリガナ	
	抄本	通			
戸籍 の 附票	全部	通	1通350円	何に使われますか 該当するものに○ をつけてください パスポート・戸籍届出・相続関係・免許 簡易保険・生命保険・国家試験・年金 その他()	
	一部	通			
身分証明書	通	1通350円			
()	通				

身分証明書の場合必要な事項の番号に○をつけて下さい。(○のない場合は両方の事項について証明します)

1. 禁治産又は準禁治産の宣告、後見の登記の通知を受けていないことの証明
2. 破産宣告又は破産手続開始の決定の通知を受けていないことの証明

必要な戸籍の種類・通数等が不明な場合にご記入ください。	(例)○○の出生から死亡までが各1通ずつ必要、○○～○○までの住所の異動が分かる附票が必要		
1ヶ月以内に届出をされた方でその届出事項の記載のあるものが必要な場合にご記入ください。	月 日 に	市 区 へ 町 村	届を提出
備考			

●郵送による請求方法●

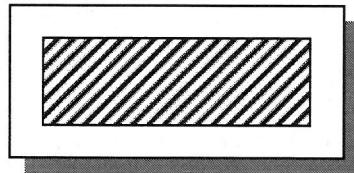
必要になるもの

①この申請書



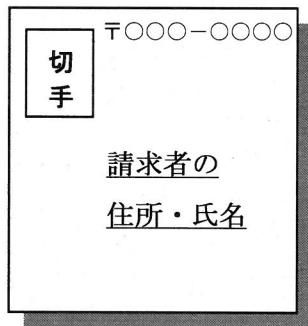
②定額小為替（手数料分）

※手数料は市区町村によって違うので要確認



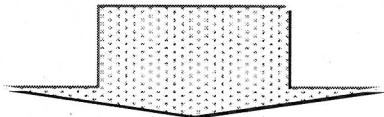
★郵便局で購入できます

③返信用封筒（住所氏名を記載し切手を貼ったもの）



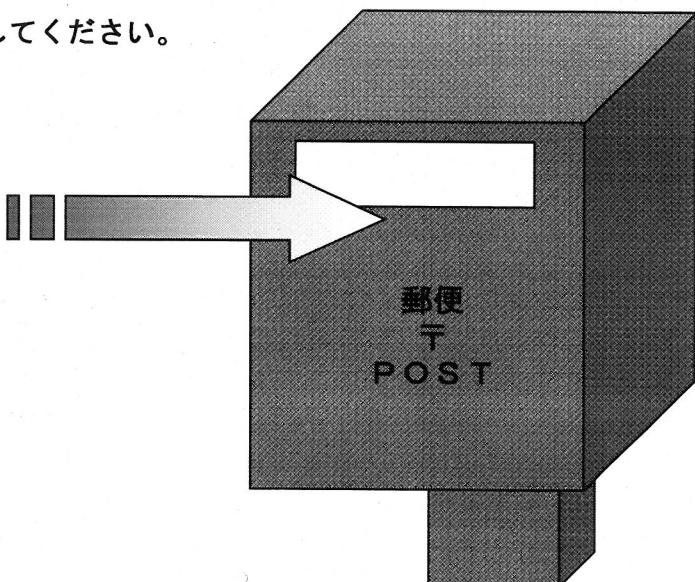
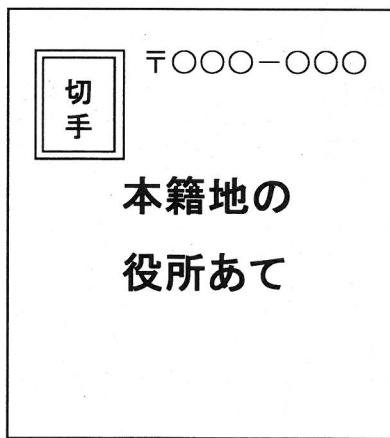
★郵便重量の関係上、多数の戸籍等を
請求される場合は、大き目の封筒をご
用意いただき、切手を余分に同封して
ください

④請求者の身分証明書のコピー（免許証・保険証等）



①②③④を同封し、

本籍地の役所（戸籍係）あてに郵送してください。



◎請求先 本籍地の市区町村役場

戸籍係あて

郵送による住民票等交付申請書

小松島市長 殿

令和 年 月 日

請求される方	住所	〒			
	氏名	フリガナ			
	生年月日	西暦・明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日 生			
	昼間つながる連絡先	()	—	その他 自宅・携帯・職場・() その他 自宅・携帯・職場・()	
	続柄	□本人 □代理人() □その他()		※委任状等が必要な場合があります。	

住民票	全部 (世帯全員)	通	1通350円	住所 (番地まで必要です)	小松島市	町
	一部 (一人)				字	番地 番号
除票	一部 (一人)	通		世帯主氏名	フリガナ	
					西暦・明・大・昭・平・令	年 月 日 生
()		通		どなたのものが 必要ですか (一部の場合に必要)	フリガナ	
()		通			西暦・明・大・昭・平・令	年 月 日 生
本籍・筆頭者氏名及び世帯主氏名・世帯主との続柄等を住民票に表示しますか? ※チェックがない場合は省略とさせていただきます		<input type="checkbox"/> 本籍筆頭者を表示する <input type="checkbox"/> 世帯主・続柄を表示する <input type="checkbox"/> マイナンバーを表示する (備考に提出先を記入)		何に使われますか 該当するものに○をつけてください	パスポート・戸籍届出・相続関係・免許 簡易保険・生命保険・国家試験・年金 その他()	

必要な住民票の種類・通数等が不明な場合にご記入ください。	(例) ○○の死亡のわかる住民票が必要。		
1ヶ月以内に届出をされた方でその届出事項の記載のあるものが必要な場合にご記入ください。	月 日 に	市 区 へ	届を提出
備考			

●郵送による請求方法●

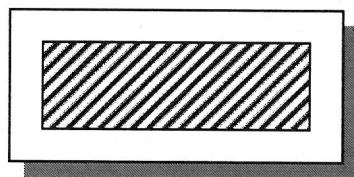
必要になるもの

①この申請書



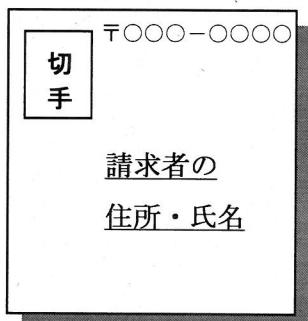
②定額小為替（手数料分）

※手数料は市区町村によって違うので要確認



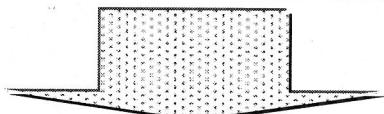
★郵便局で購入できます

③返信用封筒（住所氏名を記載し切手を貼ったもの）



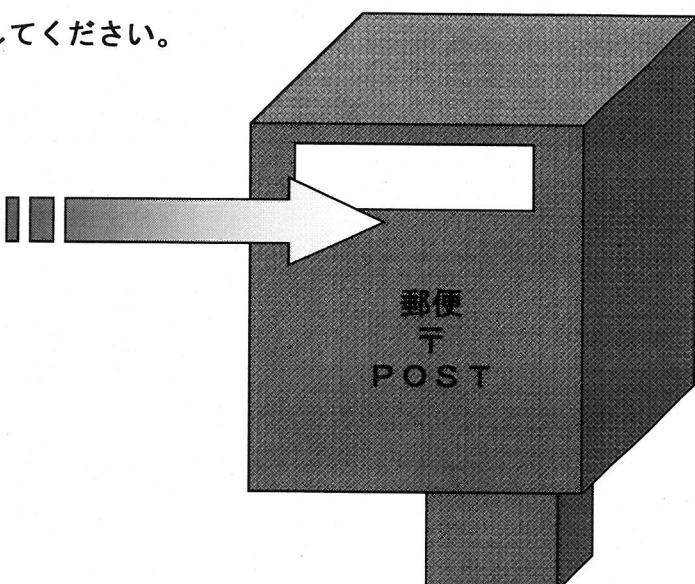
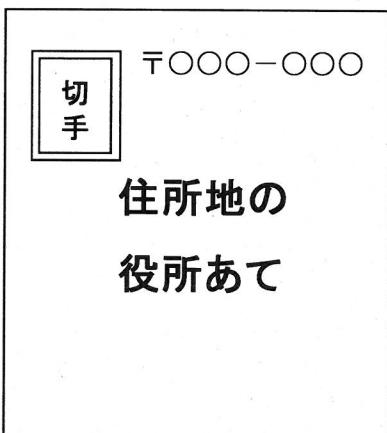
★郵便重量の関係上、多数の住民票等を請求される場合は、大き目の封筒をご用意いただき、切手を余分に同封してください。

④請求者の身分証明書のコピー（免許証・保険証等）



①②③④を同封し、

住所地の役所(住民課)あてに郵送してください。



◎請求先 住所地の市区町村役場

住民課あて

委任状

年金用

日本年金機構 あて

※委任日は委任状を書いた日です。

※網掛け部分は記入が必要です。

【受任者(来所される方)】

フリガナ		委任者(ご本人) との関係	
氏名	—	電話()	—
住所	〒 —		

私は、上記の者を受任者と定め、以下の内容を委任します。

【委任者(ご本人)】

基礎年金番号	—	基礎年金番号が不明である場合又はマイナンバーでのご相談の場合は、裏面の注意事項をご確認ください。		
フリガナ			生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和	年月日
氏名	※署名は必ずご本人が行ってください。 (旧姓)			
住所	〒 —	電話()	—	上記に記入した住所が住民票住所と異なる場合は、こちらに住民票の住所をご記入ください。
委任する 内容 (必ず記入して ください)	委任する内容を次の項目から選ぶか、具体的に記入してください。 1.年金の加入期間について 2.年金の見込額について 3.年金の請求について 4.各種再交付手続きについて(裏面の《来所時等の注意事項》をご確認ください) 5.死亡に関する手続きについて(注) 6.国民年金の加入手続きについて 7.国民年金保険料の納付、免除、学生納付特例制度等について 8.その他(委任する内容を具体的に記入してください) () <input type="radio"/> 年金の「加入期間」や「見込額」などの交付方法について次のいずれかを選んでください。 A. 受任者に交付を希望する B. 本人あて郵送を希望する (注)「5.」の場合、以下に亡くなられた方について記入してください。			
	基礎年金番号		委任者(ご本人)との続柄	
	氏名	生年月日	明・大・昭・平・令	年月日

※裏面の注意事項をお読みいただき、記入漏れのないようにお願いします。

なお、委任状の記入内容に不備があったり、本人確認ができない場合にはご相談に応じられないことがあります。

《作成上の注意事項》

【受任者（来所される方）】欄

- 「受任者（来所される方）」欄は、委任者（ご本人）が誰に何を委任するかを決め、その方の氏名、住所、電話番号、委任者（ご本人）との関係、委任内容および委任日（委任状の作成日）を記入してください。

【委任者（ご本人）】欄

- 「委任者（ご本人）」欄については、委任者（ご本人）の年金証書または年金手帳の基礎年金番号、氏名（旧姓がある場合を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号を記入してください。
- なお、委任する内容について、1.～8.の項目から選んで○印をつけてください（8.を選んだ場合には、委任する内容を具体的に記入してください。）。
- また、年金の「加入期間」や「見込額」などの交付については、希望される交付方法をA、Bの項目から選んで○印をつけてください。

※ 亡くなられた方の個人情報の回答は、相談者が遺族年金等の受給権者または相続人に限られますのでご注意ください。

【基礎年金番号が不明である場合又はマイナンバーでのご相談の場合】

次の①～③のご相談を承っております。ご確認いただき、ご不明点は年金事務所等にお問い合わせください。

① 「ねんきん定期便」や日本年金機構が発行した各種通知書のご持参によるご相談

- ご本人宛にお送りしている「ねんきん定期便」や日本年金機構が発行した各種通知書をお持ちください。
- 基礎年金番号欄は空欄のままで結構です。

② マイナンバーでのご相談

- マイナンバーを確認できる書類またはその写しを代理人へお渡しください。
- 基礎年金番号欄は空欄のままで結構です。（マイナンバーのご記入は不要です。）
- マイナンバーの情報からご本人の基礎年金番号に結びつかない場合（住民票上の住所と居所が異なるなど）、直接、委任者（ご本人）への確認をさせていただくことがあります。

③ 「ねんきん定期便」や各種通知書がお手元にない場合及びマイナンバーでのご相談をされないと

- 受任者（来所される方）は、委任者（ご本人）の運転免許証やパスポート等の本人確認ができるものの写しを添付してください。（詳しくは年金事務所等にお問い合わせください。）
- 受任者（来所される方）へ、委任者（ご本人）の住所変更履歴等をお聞きすることができます。

《来所時等の注意事項》

- 個人情報を入手する目的で受任者を装って相談を行う者（なりすまし）の防止のため、受任者の本人確認を行います。
- 受任者（来所される方）が来所等される場合は、運転免許証やパスポートなど受任者（来所される方）ご自身の本人確認ができるもの（文書による相談の場合は写し）が必要となりますのでご用意ください（詳しくはお問い合わせください）。
- 年金手帳等の再交付につきましては、取扱い上窓口での交付ができません。委任者（ご本人）の登録住所あてに送付となりますのでご了承ください。
- 年金事務所、街角の年金相談センターでは、予約制にて年金相談・手続きを承っております。あらかじめ予約の上、ご来所いただけようお願いします。

◎税務課からのおしらせ

【納稅義務者が亡くなられた場合は、相続人代表者の届け出が必要となります。】

地方税法の規定により、被相続人が納めることになっていた税金は、相続人がその納稅義務を引き継ぐことになります。また、被相続人の納稅にかかる書類について、相続人が複数いる場合はその中から代表で書類を受け取る人を指定できます。

以上のことから、法定相続人の中から書類を受け取る代表者を定めていただく必要があります。

【固定資産に係る補足】

賦課期日（1月1日）において登記名義人が死亡者のままとなっている場合（償却資産においては、所有者が死亡者のままになっている場合）、主に相続人がその固定資産の「現所有者」となります。相続登記等が完了するまで、これに係る固定資産税は現所有者全員が連帶して納稅義務を負うことになります。

固定資産に関する「相続人」と「現所有者」は性質の異なるものではありますが、同一の方となる場合が多いことから、当市においてはその代表者を「相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書」により指定・申告いただいております。

なお、この届出は相続人（現所有者）の代表者として納稅通知書などの税務書類を受領する方を定めるためのものです。法務局の相続登記や税務署の手続きとは関係ありません。

（令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。不動産（土地・家屋）を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記の申請をする必要があります。お手続き等に関する相談は、徳島地方法務局 登記部門（TEL：088-622-4171）または、徳島県司法書士会相続登記相談センター（TEL：088-657-7191相談予約専用）までお問い合わせください。）

【現所有者の申告期限】

自身が現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日まで
(小松島市賦課徵収条例第74条の3)

【現所有者の不申告に関する過料】

所有者が申告すべき事項について、正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する旨が規定されています。
(地方税法第386条、小松島市賦課徵収条例第75条)

相続人代表者指定届（兼固定資産

作成上の注意事項

この届を届出される方の住所・氏名・電話番号
をご記入ください。
窓口の場合、本人確認書類を御掲示ください。
(郵送の場合は本人確認書類の写しを添付くだ
さい。)

年 月 日

届出人 住所

氏名

1

*届出人の本人確認ができる書類の提示又は写しの添付をしてください。

(電話番号)

1

被相続人に係る市税の賦課徴収(滞納処分を除く)及び還付に関する書類を受領する代表者を、相続人全員と協議した結果、次のとおり指定しましたので地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。

併せて、被相続人が所有していた土地・家屋の相続登記が完了するまでは、地方税法第384条の3及び小松島市市税賦課徴収条例第74条の3の規定により現所有者となることを申告します。

被相続人	住所	亡くなられた方についてご記入ください		
	氏名		死亡年月日	年月日
相続人代表者(現所有者)	住所	相続人(現所有者)代表者についてご記入ください。 今後納税通知書等の書類を代表として受け取る方となります。 相続人全員の協議の上、本人が自署、または記名押印してください。		
	フリガナ			
	氏名	※本人が自署又は記名押印してください。法人は代表者印を押印してください。		
	電話番号		生年月日	年月日
個人番号

相続人代表者（現所有者）以外の相続人全員	氏名	住所	被相続人との続柄
			代表者以外の相続人についてご記入ください。 遠方等のため記入が難しいなどで、現所有者代表者が代理で記載する場合は、本人了承の上お願ひいたします。
			相続放棄された場合は、相続人（現所有者）に含まれません。 確認する必要があるため相続放棄申述受理通知書の写しを必ず提出してください。
			提出先：小松島市役所1階税務課 固定資産税担当 郵送の場合：〒773-8501 小松島市横須町1番1号

※相続放棄をした場合には、家庭裁判所

※土地・建物の相続登記は法務局にて手続

小松島市横須町1番1号

小松島市 税務課 固定

• 100 • 第二章 中国古典文学名著

□申告人の本人確認

相続人代表者指定届（兼固定資産現所有者申告書）

受付印

年 月 日

小松島市長 様

届出人 住所

氏名

※

※届出人の本人確認ができる書類の提示又は写しの添付をしてください。

(電話番号)

被相続人に係る市税の賦課徴収（滞納処分を除く）及び還付に関する書類を受領する代表者を、相続人全員と協議した結果、次のとおり指定しましたので地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。

併せて、被相続人が所有していた土地・家屋の相続登記が完了するまでは、地方税法第384条の3及び小松島市市税賦課徴収条例第74条の3の規定により現所有者となることを申告します。

被相続人	住 所			
	氏 名		死亡 年月日	年 月 日

相続人代表者（現所有者）	住 所			
	フリガナ			
	氏 名	※本人が自署又は記名押印してください。法人は代表者印を押印してください。	被相続人との続柄 ※	
	電話番号		生年月日	年 月 日
	個人番号			

相続人代表者（現所有者）以外の相続人全員	氏 名	住 所	被相続人との続柄

※相続放棄をした場合には、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しを必ず提出してください。

※土地・建物の相続登記は法務局にて手続きをお願いします。

申告人の本人確認